

平成30年第4回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 平成30年12月27日（木）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 平成30年12月27日午前10時
4. 本日の会議に付した事件
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 代表理事挨拶
  - 日程第4 一般質問
  - 日程第5 議案第9号 平成29年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第6 議案第10号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第7 議案第11号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）
  - 日程第8 審査事項の付託について
  
  - 追加日程第1 議案第12号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）
  - 追加日程第2 議案第13号 熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について
5. 閉 会 平成30年12月27日午前11時17分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
副 代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	総 務 課 長	松 野 成 剛
	会 計 室 長	鳶 野 龍 二
	業 務 管 理 課 課 長	藤 原 一 豊
	介 護 保 険 課 課 長	田 上 省 吾
	業 務 管 理 課 審 議 員 CP5 施 設 長	南 哲 夫
	業 務 管 理 課 審 議 員	栗 原 寿 一
	業 務 管 理 課 東 部 環 境 セ ン タ ー 施 設 長	徳 永 惣 一
	業 務 管 理 課 第 1・2 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	平 野 輝 明
消 防 本 部	消 防 長	吉 田 耕 之
	次 長 兼 予 防 課 長	杉 本 幸 広
	総 務 課 長	飯 塚 美 智 雄
	消 防 課 長	吉 永 浩 敏
	指 令 課 長	霜 上 達 也
	荒 尾 消 防 署 長	畑 中 二 郎
	玉 名 消 防 署 長	田 尻 真 澄
	総 務 課 建 設 室 長	村 上 和 浩
	総 務 課 長 補 佐	村 上 博 恭

7. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	浜 崎 英 利
2 番	菰 田 正 也
3 番	田 中 浩 治

4番	島田 稔
5番	吉田 憲司
6番	一瀬 重隆
7番	赤松 英康
8番	多田隈 啓二
9番	江田 計司
10番	大城戸 廣澄
11番	坂村 勇治
12番	杉村 博明
13番	立山 秀喜
14番	宮本 哲太郎
15番	濱崎 久
16番	荒木 宏太 欠席
17番	池田 龍之介

8. 職員出席者

職	氏名
書記	浦田 武男
記録	金川 三泰

## 開会（午前10時）

**議長** おはようございます。ただいまから平成30年度第4回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。1番 浜崎英利議員、15番 濱崎久議員。以上兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。会期は本日12月27日の1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日12月27日の1日限りと決定いたしました。

日程第3、代表理事挨拶でございます。前田代表理事お願いいたします。前田代表理事。

**前田代表理事** 皆さん、おはようございます。本日は、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中に御参集を賜り誠にありがとうございます。皆様方には平素から当組合の運営につきまして格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、平成30年組合定例会も今議を残すのみとなりました。議員各位におかれましては、1年に渡り組合運営に際し、慎重なる御審議を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に上程申し上げる案件でございますが、議案といたしまして、平成29年度組合一般会計歳入歳出決算の認定、給与条例の一部改正、平成30年度組合一般会計補正予算と合計3案件を御提案申し上げるものでございます。

なお、議案の説明及び答弁でございますが、内容によりましては、今議会へ出席いたしております職員よりいたさせますので、議会におかれましては上程いたしております案件につきましては慎重に御審議を賜り、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げまして、招集の御挨拶といたします。よろしく申し上げます。

**議長** 日程第4、これより一般質問を行います。5番、吉田議員より通告がっておりますので質問を許します。5番、吉田議員お願いいたします。

**吉田議員** はい。皆様、おはようございます。玉名市選出の吉田憲司でございます。よろしくお祈りいたします。また質問しよるねと思われる方がおられるかもしれませんが、しばらくお付き合いのほうをお願いしたいと思います。

まず、各市、各町の議会大変お疲れ様でした。玉名市も昨日が12月議会の最終日で、終わったときには外は真っ暗でした。私もちょっと疲れております。

さて、平成最後の師走もいよいよカウントダウンとなりました。私事ですが、玉名市の市議会議員として加えていただき、そして有明広域の議員として加えていただき、早1年2カ月が過ぎました。毎日、理想と現実の狭間で自問自答をしております。そしてこの年末、恒例の今年を表す漢字が発表されました。災いという字です。今年は立て続けに豪雨、台風、地震、猛暑が日本列島を襲い、多くの人命が失われました。心から御冥福をお祈りいたします。そして

全国の消防、警察、自衛隊、それからボランティアの皆様の献身的な活動に感謝を申し上げたいと思います。

そしてもう1つ。この有明広域行政事務組合の議会議長も務められました玉名市の福嶋譲治議員が11月12日、67歳でお亡くなりになりました。お通夜、葬儀での挨拶は生前の声を録音してあり、感動的な挨拶でした。改めてこれまでの業績を称えとともに御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。通告は3件しておりましたが、諸般の事情で1件のみとさせていただきます。

質問は、消防の新庁舎建設事業の進捗状況についてであります。本事業は今年の3月議会の直前に庁舎建設事業に伴う関連予算が急きょ削除されました。この事実をどのように受け止めておられるのか。担当部署、管理職。いや、組織全体で考え、反省しなければならないと私は思います。このことは理事会や議会をないがしろにしていた結果だと私は思っています。この庁舎建設計画については、その後、執行部より建設予定地の買収期限を8月までと説明を受けていましたが、8月の定例会のときに、更にあと2か月。10月まで延長したい旨の説明を受けました。しかし11月になっても音信不通でした。ようやく12月目前の11月30日の決算勉強会で当初予定していた用地はすべての了解が得られず、市道を挟んだ南側へ拡張するという方針転換をし、その新たな土地については了解が得られたとの説明がありました。その間、理事会には3回ほど報告をされたとの説明でしたが、議会には何の報告もありませんでした。議会としても進捗を把握し、調査・研究をして審議に臨む。それが議会というチェック機能としての役割だと思います。しかし、そういった審議する機会も与えられないというのは、何のための議員なのか、何のための議会なのか。そのやり方であれば、2市4町の組長さんだけ、理事会だけに承認を得ればよいということなのではないでしょうか。以前、国会でこんなことを言われた自民党の参議院議員がおられました。役人の横柄な答弁に参議院は官邸の下請けではない。衆議院の拙速を戒めるのが参議院であると発言され、参議院軽視を問題視されました。今回のこれらのことも、まさに議会軽視だと言わざるを得ません。私たちは何のためにここに集まっているのでしょうか。情報も与えられず、どうやってチェックをし、審議をすればよいのでしょうか。手前味噌になりますが、昨日まで行われた玉名市議会、重要案件がありました。これについても市長をはじめとする執行部、議員。それぞれの立場で議論、審議をしてきました。所管の常任委員会、その分野に特化した特別委員会、全員協議会、そして本会議と色々なステージで市民の傍聴をいただきながら、インターネットのライブ中継でも市民の皆様が注目している中で議論する機会がありました。昨日も活発な議論が交わされました。

また、荒尾市におかれましてもそのような場面での議論があったからこそ、荒尾市民病院は二転三転はあったものの現地建て替えに決定をされたと思います。先日、ある職員さんとお話をする中で、吉田議員、各市町村と一部事務組合はシステムが違いますから、という趣旨のお話がありました。確かにタイトなスケジュール、首長さん、議員の日程調整と本当に大変だと思います。各市町村と一部事務組合ではシステムが違います。委員会もありませんし、当然、

議事録が残るような質疑もできません。議事録が残るのは本会議だけです。また、一般質問の通告を議員運営委員会で審議するなど各市町村の議会では考えられません。民主主義の根幹に係わるのではないかと思います。この古い体質を変えていかなければ、有明地域の未来は心細いものになってしまうのではないのでしょうか。ただ、システムは違いますが一つだけ同じことがあります。それは、審議しているのは地域住民の皆様からお預かりした税金だということです。しかも、億単位になるお金です。私たちは地域住民の皆様から自分の名前を沢山の方々に投票用紙に書いていただき、ここに立たせていただいております。文字通り、住民の代表だと思っております。理事会や議会を軽視するということは、地域住民に対しても同じようなスタンスであるということになるのではないのでしょうか。これまで理事会に対しても、議会に対しても予算や人事などそれを担当する部署にそういった風土というか、考え方がずっとあったのかもしれない。消防は火災が発生すると最終的にはとても分厚い火災報告書というものを作成しなければなりません。火災発生報告書、火災状況報告書、見分書、質問記録書、損害額算定書、最後に原因判定書です。これまでの組織の中に、何がよくて、何が悪かったのか。火災報告書を作成するように文字通り原因究明をしていただき、今後の組織運営に活かしていただきたいと思っております。

それでは、これまでの庁舎建設事業の進捗状況、今後のスケジュール等をお伺いいたします。これは、先日の11月27日が一般質問の締切りのため、11月30日の全員協議会と重複をしますが、議事録には残りますのでよろしくお伺いいたします。

また、合わせて本会議直前の予算削除や建設予定地取得に伴う混乱など、この事態となった原因をどう考えておられるのかお伺いをいたします。

**議長** 吉田消防長。

**吉田消防長** おはようございます。消防本部の吉田です。よろしくお伺いします。吉田議員の御質問にお答えいたします。消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の進捗状況について御説明申し上げます。2月の理事会におきまして、すべて、用地に関しては購入する方向で指示を受けまして、3月議会におきまして用地購入が明確になるまでは予算計上につきましては減額訂正したところで承認いただき、さらに交渉期限を8月までと御説明いたしておりました。ただ、用地交渉が難航し、どうしても8月までまとめることができず、8月の理事会で10月までの期間延長の承認をいただき、8月24日の議会で御説明を申し上げ、事業を推進してまいりました。しかしながら消防としまして、玉名市職員1名の御協力もいただき、精一杯の交渉を続けてまいりましたが、どうしても1名の方の承諾が得られなかったことにより10月15日の理事会におきまして、南側の宅地及び農地の取得交渉の了承をいただき、11月19日すべての地権者の了承をいただき、11月21日の理事会で御説明申し上げ、ご了承いただいたところでございます。その後、理事会の承認をいただきましたので、11月30日の全員協議会におきまして御説明させていただいたところでございます。以上がこれまでの経過となりますが、用地交渉は不慣れなために、建設候補地として御承認いただいた以上はギリギリまで交渉を行い、さらに、構成市町の負担を考えれば緊急防災・減災事業債の活用が最善の方法で

あり、期限が決まっている中で用地取得の報告ばかりに神経を使い、議会に対しまして御説明が行き届かなかったところ、反省し、お詫びを申し上げる次第でございます。今後におきましては、更に御理解をいただき、御協力を申し上げます。詳細につきましては村上建設室長から説明させます。以上でございます。

**村上建設室長** はい、議長。

**議長** 村上消防総務課建設室長。

**村上建設室長** おはようございます。消防本部総務課建設室長の村上と言います。吉田議員の一般質問につきましてお答えいたします。これまでの事業進捗の詳細について御説明いたします。昨年10月に設計業務委託契約を締結。11月に不動産鑑定等の調査業務委託を締結し、本年1月から測量業務、地質調査、文化財確認調査等を実施してまいりました。3月から5月にかけて不動産鑑定、及び移転補償評価の結果が報告されたことに伴い、理事会の指示により玉名市職員1名の御協力をいただき、5月から用地取得交渉に入りました。当初は8月を目途に地権者9名17筆、移転補償者7名の方と交渉を進め、8月上旬までに大半の方から事業協力をいただける承諾をいただくことができましたが、2名の方との交渉が難航し長引き、交渉時期を10月まで延長をお願いした次第でございます。1名の方とは移転補償に伴う移転先の確保の目途が立たず時間がかかりましたが、何とか移転先用地、及び建設会社等を探すお手伝いをするを条件に承諾をいただくことができました。あと1名の方は地権者兼被保証者であり、複数の代替地を希望されておりました。希望された代替地が7筆。うち共有名義の土地が2筆あり、延べ11名の方と3者による協議をそれぞれ数回行い、9月上旬までは3者契約の一手前まで行きましたが、9月10日、事業用地地権者から突然、自分も十分に検討したが建設事業への協力はできないと申し出がありました。そのあとも粘り強く交渉をさせていただきましたが、消防本部から提示した条件では事業協力はできない旨の意思表示がありました。10月15日、理事会に状況を報告し、事業用地の一部取得を断念し、代わりに市道南側の用地取得についての交渉の承認をいただき、地権者3名、及び被保証者1名の方と随時交渉を行い11月19日までに承諾をいただくことができました。このことにより、当初の計画予定地の一部が減少し、市道南側の用地を拡張する方向で事業を進めさせていただくこととなりました。

続きまして、今後のスケジュールについてお答えいたします。年明け後、速やかに各手続きに入り、緊急防災・減災事業債を活用して事業を推進してまいりたいと思っております。まず、1月から2月にかけて地権者11名、及び被補償者8名との売買契約、保証契約等を締結し、所有権移転等の手続きを行います。建設予定地の一部変更に伴い設計変更となりますが、内容がまとまり次第、地区住民への説明を行う予定を考慮しております。3月以降に建設予定地の建物の解体を行い、7月、未実施であった用地の文化財の確認調査の実施をし、9月、設計図書の完成により入札を行い、10月着工を予定しております。竣工につきましては、2021年の1月となり、3月開庁を予定しております。一部用地の変更により事業計画の一部変更となりますが、当初の計画では国道南側の約1万1,000㎡の敷地に消防本部・玉名消防署の合同

庁舎、訓練棟、放水訓練エリア、緊急ヘリポート棟のすべての施設を集約して設置し、市道を挟みまして南側の敷地、約1,200㎡は講習会参加者等の駐車場として使用する計画でしたが、一部建設予定地の増減により国道南側の敷地は約8,200㎡となり、基本的に庁舎の位置または形を変更し、消防本部・玉名消防署の統合庁舎と訓練施設を設置予定とし、市道南側の敷地は約5,300㎡となり、緊急ヘリポート、放水訓練や多用途の訓練エリア、消防団訓練エリア、及び駐車場として予定をしております。

それと、議員のほうからありました遅れた原因につきましては、用地取得の部分になりますけれど、8月を目途にということを進めてまいりましたが、交渉が難航し交渉期間を10月まで延長していただき誠心誠意対応を行いました。どうしても1名の地権者の方からの同意を得ることができず、一部建設予定地を変更することで11月19日にすべての地権者から事業協力の承諾をいただくことになりました。このような対応により、予定が遅れたこととなりました。

最後に、これまでの反省といたしまして、当初の事業計画及びスケジュールの見通しが甘く、時間を十分配慮した計画を策定し、いろいろな問題が生じないよう事業を進める必要があったと認識しております。ただ、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用して建設事業を行うことが最善の方法と思慮され、期限が平成32年度までとなっていたため事業計画を急ぐようなこととなった次第でございます。今後は、今回のことを教訓の一つ一つのことを十分に検討し、問題のないよう事業を勧められるよう、善処していく所存であります。以上でございます。

**吉田議員** 議長。

**議長** 吉田議員。

**吉田議員** はい。答弁をいただきました。ありがとうございます。でも、私はですね、今でもちょっと理解ができないんですけども。なぜあの位置なのか。消防力が偏ってしまうあの位置なのか。敷地の中にですね、今度市道が横切ります。先ほどもありましたけども、ヘリがほんとに容易に着陸できるのか。右折するとすぐ交差点があり、出動がスムーズにいくのか、不安要素だらけです。以前、消防本部で開催をされました地元住民への説明会のときに、地元の区長さんから一つ御意見がありました。私たちはいいんだけど、なくなる玉名消防署の近隣の住民に説明会なり、フォローをお願いしたいという意見がありました。そのこともですね、この計画。スケジュールの中にですね、入れていただきたいというふうに思います。

そしてですね、この件に追い打ちをかけるわけではないんですが、9月の28日に熊日新聞にこういう記事が載りました。消防の広域化再挑戦。熊本県は18年度中に新計画を策定すると記載をされてあります。そしてそれを裏付けるようにですね、12月の21日にこの消防広域化のですね、初会合が県庁で開催をされました。で、その中にですね、山鹿の中嶋市長が広域化に向けて前向きな意見を述べられております。また、熊本県の県議会の一般質問にですね、総務部長は新計画では広域化を支援しつつ幅広い連携を模索すると答弁をされています。消防の広域化の前にですね、国が主導した市町村合併も10年以上が経過をし、合併特例債や合併



算定外の縮減もされる中、総括する必要があるという議論もありますが、これも難しいところ  
です。前回の消防の広域化のときも県の城北ブロックも、ある程度議論が進み、最後の最後に  
頓挫したかたちになりました。前回は菊池広域が早々と離脱をし、残った有明、山鹿、阿蘇の  
飛び地で一つの消防本部を作ろうとしましたが、冷静に考えると消防力としてはプラスにはな  
らなかったような気がします。しかし今回、県の指導により仮に広域化、合併したとすると隣  
接は山鹿市、熊本市です。熊本市が消防本部が今の建設予定地に完成をすれば山鹿市や熊本市  
から見てもその間のエリア。消防力の空洞化が顕著になるような気がいたします。熊本県の地  
図上に消防機関を貼り付けて、俯瞰的に見たときどうでしょう。消防力が熊本県の北西部に  
偏ってしまうことになりはしないでしょうか。西側は有明海、北は大牟田市、出勤しなくてい  
いところです。消防職員であれば、消防学校や消防大学でこのような教育を受けます。現場で  
は人が倒れている。建物が燃えている。そのところだけ、ピンポイントだけを見ってしまうと重  
大なことを見落としてしまう。危機管理上、大変危険である。だから、災害現場は落ち着いて  
広い視野で俯瞰的に現場を見ろ。そうしないと人がまた離れたところに倒れているかもしれな  
い。別の建物から出火しているかもしれない。従って的確な状況判断ができなくなるという教  
育でした。有明管内でさえも消防力の偏りが懸念される中、熊本県の地図上に山鹿市消防本  
部の各庁舎を貼り付けたときに、どのような影響が考えられるのか。また、どうこれを認識し  
ておられるのかお伺いいたします。

**吉田消防長** はい。

**議長** 吉田消防長。

**吉田消防長** 消防本部の吉田です。吉田議員の質問に対して私のほうからお答えいたします。現  
在、消防体制の強化、検討という題目で消防の広域化が検討されています。前回は20年の5  
月に熊本県消防広域化推進計画が策定されまして、天草を除く県内3ブロックで消防広域化協  
議会が設置され検討協議が重ねられましたが、協議会は平成24年度に3ブロックとも解散い  
たしております。それが新たに消防体制の強化、検討という形で再審議が行われる予定です。  
今回は二つの基本指針を柱に、一つ目が消防広域化の推進。管轄人口10万人以下の小規模な  
消防本部。消防吏員が100人以下の消防本部について広域化対象市町村に指定して検討する  
というもので、対象消防本部としまして山鹿市消防本部、阿蘇広域消防本部、上益城消防本部、  
上球磨消防本部、人吉下球磨消防本部、水俣・芦北消防本部の6消防本部が対象となっております。

さらに二つ目の柱として、消防の連携協力というかたちで広域化の前段として高機能指令セ  
ンターの共同運用、消防用車両、消防署所の共同整備を検討するというものです。指令センター  
の共同運用は近隣では福岡市を中心に5消防本部で委託方式。さらに大牟田市を含め久留米市  
を中心に8消防本部で共同運用が開始されております。

今後におきましては、委員会が立ち上がり方向性が決定されると思います。ただ、委員会  
が先ほどありましたように今月の21日に開催されたばかりで方向性も分かりませんので、現状  
では判断できない状況かと思っております。

ただ、今後策定します当消防本部の２期計画につきましては、方向性について決定され、指示があれば広域化も視野に入れた計画の策定になると思います。広域化に対する私の考えですが、適正な消防力を維持するためには、どうしても人口増加や人口減少時には検討していく必要があると思います。限られた予算の中で工夫し、できるだけ無駄を無くしていく姿勢は大切かと思えます。当消防本部が現在２市４町ですが、以前２市８町で構成されるときも、いろいろな議論がなされたと思います。ただ、その時期については消防だけで決めることはできず、母体となる構成市町の考えが一番重要になってくると思います。消防の広域化は避けては通れない道だと思いますが、それがいつなのかは、いろいろな議論が必要になってくると思います。ただ、管内の人口減少に伴い、財政的には厳しい状況は続くと思いますので、できる部分。例えば高機能指令センターの共同化。施設車両の共同運用あたりは検討することも大切かと私は思っております。以上でございます。

**吉田議員** 議長。

**議長** 吉田議員。

**吉田議員** はい。答弁をいただきました。ありがとうございます。この熊本県ですね、新広域化計画。今年度中に策定をされるという方針だと思います。今後ですね、執行部。それから理事会、議会が情報を共有して、共通認識を持ってですね、対応していただければというふうに思います。もちろん２市４町にとりましても今後進みだせば地域住民の安心安全に係わる重要案件になると思いますので、オープンにしていだけるよう対応をお願いしたいというふうに思います。

最後に、あと１０日ほどでいよいよ大河ドラマいだてんが始まります。縁の玉名市、和水町、南関町のみならず、１２月１５日の熊日新聞には県内のいだてん効果は１０２億円にのぼるとのことです。そして観光客が１２８万人増えると見込んでおられます。そのうち玉名市のドラマ館、和水町のミュージアムへ来られる観光客による経済効果は合わせて３４億円と推計をされています。

また、来年は県内でラグビーのワールドカップ、ハンドボールの世界選手権も開催されるということで、これを合わせると２００億円以上を上回る規模になるということです。この有明地域２市４町には世界遺産、荒尾市の万田坑など沢山の観光スポットがあります。大勢のお客様が来られると思いますので、皆さんを笑顔でお迎えをしたいと思います。来年が有明地域２市４町にとって、そして熊本県にとっても飛躍の年になることを願って私の一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長** これをもちまして一般質問を終了いたします。

日程第５、議案第９号、平成２９年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**議長** はい、どうぞ、竹村会計管理者。

**竹村会計管理者** おはようございます。会計管理者の竹村です。議案書の１ページをお願いいたします。議案第９号、平成２９年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙監査員の意見を付けて議会の認定に付するため、御提案するものでございます。別紙添付の平成29年度一般会計歳入歳出決算書の5ページをお開きください。

歳入総額50億4,479万9,771円、歳出総額47億1,741万7,811円、歳入歳出差引残額3億2,738万1,960円でございます。次ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細書等につきましては、11月30日の決算勉強会におきまして事前に御説明を申し上げているとおりでございますので、説明を省略させていただきます。以上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**議長** 続きまして、監査委員の決算審査の意見書の報告を求めます。近藤監査委員。

**近藤監査委員** おはようございます。監査委員の近藤でございます。平成29年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の審査につきまして意見を申し述べさせていただきます。審査に付されました平成29年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書。同じく事項別明細書、実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書につきましては、それぞれ地方自治法施行令第166条、同法施工規則第16条に準拠して調整され、関係書帳簿、証拠書類と係数は符合し、いずれも適正に表示されているものと認めました。以上でございます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第9号、平成29年度有明広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり認定いたしました。

日程第6、議案第10号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** おはようございます。事務局長の中嶋でございます。提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページをお開きください。

議案第10号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成30年12月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。提案理由でございますが、平成30年人事院勧告に伴い、当組合の条例の整備を図るものであるというものでございます。

内容でございますが、国家公務員の給与改定に準じて給与月額、及び勤勉手当、並びに宿日直手当の改定を行うため条例の整備を図るものでございます。

議案書の3ページでございます。

改正の内容でございますが、第1条におきましては宿日直手当の月額を4,200円から4,400円に引き上げる改定で、12月に支給いたします職員の勤勉手当の支給月数の合計を0.9月分から0.95月分に引き上げ、合わせて職員の給与月分を引き上げる改定を行うものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

第2条につきましては、平成31年度以降に支給いたします職員の勤勉手当の支給月数を本年度と同様の1.85月にするため、6月と12月の支給月数の配分を改定するものでございます。附則といたしまして、第1条関係は公布の日から施行するものとし、第2条関係は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第10号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第11号 平成29年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第11号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号。平成30年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ511億9,605万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成30年12月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

議案書の10ページでございます。まず、歳入から御説明を申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。1款 分担金及び負担金 2項 設置市町負担金。補正前の額1億7,324万9,000円に、255万5,000円を追加し、補正後の予算現計を1億7,580万4,000円といたすものでございます。

内訳でございますが、衛生施設及び清掃施設建設に係わる起債償還に伴う交付税の確定によるものでございます。

7款 繰入金 1項 基金繰入金。補正前の額2,199万円に、1,429万円を追加し、補正後の予算現計を3,628万円といたすものでございます。

内訳でございますが、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の土地購入費、及び補償費の支出における起債以外のその他特定財源分として、消防施設整備基金から繰り入れる補正でございます。8款 繰越金 1項 繰越金。補正前の額9,368万6,000円に、1,042万9,000円を追加し、補正後の予算現計を1億411万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定による人件費の補正により繰越金を追加するものでございます。

10款 組合債 1項 組合債。補正前の額6億50万円に、3億8,400万円を追加し、補正後の予算現計を9億8,450万円といたすものでございます。これは消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業の土地購入費、及び補償費の支出における起債分について補正をいたすものでございます。歳入の予算については以上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。歳出予算の補正でございますが、補正予算説明書 第5号にて御説明を申し上げます。

資料の4ページをお開きください。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費。補正前の額8,056万1,000円に、153万円を追加し、予算現計を8,209万1,000円といたすもので、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定による補正でございます。

補正の内訳といたしまして、2節 給料14万1,000円の減額、3節 職員手当等117万2,000円の増額、4節 共済費が49万9,000円の増額でございます。

2項 企画費 1目 企画費でございますが、人事院勧告に伴う給与改定による補正で、2節 給料20万6,000円の増額、3節 職員手当等20万6,000円の減額でございます。5ページでございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございますが、これも企画費同様、人事院勧告に伴う給与改定による補正で、2節 給料17万7,000円の増額、3節 職員手当等25万3,000円の減額、4節 共済費が7万6,000円の増額でございます。

2目 総合支援費でございますが、これも介護保険費と同様2節 給料18万6,000円の減額、3節 職員手当等18万6,000円の増額でございます。

次に4款 衛生費 1項 衛生総務費 1目 一般管理費でございますが、補正前の額4,826万5,000円に、77万2,000円を追加し、予算現計を4,903万7,000円と

いたすものでございます。これも同じく人事異動、及び人事院勧告に伴う給与改定による補正で、内訳といたしまして2節 給料100万1,000円の増額、3節 職員手当等28万9,000円の減額、4節 共済費が6万円の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

3項 清掃費 1目 第1衛生施設管理運営費でございますが、同じく人事院勧告に伴う給与改定による補正でございますして、2節 給料34万3,000円の減額、3節 職員手当等30万円の増額、4節 共済費が4万3,000円の増額でございます。

3目 クリーンパークファイブ施設管理運営費も同様、人事異動、及び人事院勧告に伴う給与改定による補正。並びに、原油高騰に伴う燃料単価の上昇による燃料費の補正といたしまして、2節 給料347万円の減額、3節 職員手当等245万円の減額、4節 共済費108万円の減額、11節 需用費の燃料費が700万円の増額でございます。

6目の東部清掃施設管理運営費でございますが、補正前の額5億2万7,000円に101万円を追加し、予算現計を5億103万7,000円といたすものでございます。これも同じく人事異動、及び人事院勧告に伴う給与改定による補正の内訳といたしまして、2節 給料54万円の増額、3節 職員手当等34万2,000円の増額、4節 共済費12万8,000円の増額でございます。

7ページでございます。

5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。補正前の額17億2,987万9,000円に、711万7,000円を追加し、予算現計を17億3,699万6,000円といたすものでございます。これも同じく人事院勧告に伴う給与改定による補正でございます。内訳といたしまして、2節 給料198万5,000円の増額、3節 職員手当等431万6,000円の増額、4節 共済費81万6,000円の増額でございます。

3目 庁舎建設費でございます。補正前の額3,318万9,000円に、3億9,829万円を追加し、予算現計を4億3,147万9,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業に伴う土地購入費の支出に要する費用といたしまして17節 公有財産購入費2億4,439万円の増額でございます。

また、消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業に伴う各種補償費の支出に要する費用といたしまして22節 補償、補填及び賠償金1億万円の増額でございます。

7款 予備費 1項 予備費 1目 予備費でございますが、補正前の額3,779万1,000円に、255万5,000円を追加し、予算現計を4,034万6,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、建設事業に係わる起債償還による交付税の確定に伴い予備費へ充当するものでございます。

内訳といたしまして、1市3町清掃施設建設費予備費で31万8,000円、衛生施設建設費予備費で56万円、玉名市玉東町清掃施設建設費予備費で167万7,000円でございます。議案書に戻っていただきまして、12ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。変更、起債の目的でございますが、消防施設整備事業といたしまして、補正前の限度額3,120万円を補正後の限度額4億1,520万円にいたすものでございます。起債の方法は証書借入又は証券発行、利率4%以内。償還の方法については記載のとおりでございます。以上、議案第11号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号の説明を終わります。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。 討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論なしと認めます。議案第11号は、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第5号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

議事の都合により休憩をいたします。議会運営委員会を開きますので、議会運営委員の方は小会議室に御集合ください。

#### 【議会運営委員会開催】

**議長** はい、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。お手元に配布いたしました議案第12号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第6号、並びに議案第13号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号は平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第6号、並びに熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第12号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第6号を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第12号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第6号。平成30年度有明広域行政事務組合の一般会計補正予算第6号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,619万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は第2表 地方債補正による。平成30年12月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

2ページをお開きください。歳入から御説明を申し上げます。

第1表 歳入歳出予算補正。3款 国庫支出金 1項 国庫補助金。補正前の額2億5,100万3,000円に、184万6,000円を追加し、補正後の予算現計を2億5,284万9,000円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、第1衛生センターリニューアル建設事業における交付金の内示額の確定により国庫補助金を増額いたすものでございます。10款 組合債 1項 組合債。補正前の額9億8,450万円から、170万円を減額し、補正後の予算現計を9億8,280万円といたすものでございます。

補正の内訳でございますが、第1衛生センターリニューアル建設事業における交付金の内示確定による交付金の増額に伴い、組合債を減額いたすものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。歳出予算の内容につきましては有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書の第6号にて御説明を申し上げます。

説明書の2ページ中段をお願いいたします。

4款 衛生費 3項 清掃費 8目 衛生施設建設費。補正の内訳でございますが、交付金の内示確定により財源組替を行うものでございます。

内訳といたしまして、国庫支出金におきまして184万6,000円の増額、地方債におきまして170万円の減額、一般財源において14万6,000円の減額を行うものでございます。7款 予備費 1項 予備費 1目 予備費。補正前の額4,034万6,000円に、14万6,000円を追加し、補正後の予算現計を4,049万2,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、第1衛生センターリニューアル建設事業における交付金の内示確定による国庫補助金、及び組合債の差額を予備費へ充当するものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、変更。衛生施設整備事業、補正前の限度額5億6,930万円を補正後の限度額5億6,760万円にいたすものでございます。起債の方法は証書借入又は証券発行、利率4%以内、償還の方法については記載のとおりでございます。

以上、議案第12号 平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第6号の説明を終わります。以上でございます。



**議長** 提案理由の説明は終わりました。これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論なしと認めます。これより採決に入ります。議案第12号、平成30年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第6号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって議案12号は原案のとおり可決いたしました。

追加日程第2、議案第13号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。これより提案理由の説明を求めます。

**中嶋事務局長** はい、議長。

**議長** 中嶋事務局長。

**中嶋事務局長** 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

追加日程第2、議案第13号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。平成30年12月27日提出。有明広域行政事務組合 代表理事 前田移津行。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。別表第1、及び別表第2中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、平成30年10月1日から適用するものでございます。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。以上でございます。

**議長** 提案理由の説明は終わりました。提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑なしと認めます。討論ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論なしと認めます。これより採決に入ります。議案第13号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更については原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決するに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 異議なしと認めます。よって本件は議会運営委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程はすべて終了いたしました。よって、平成30年第4回有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 (午前11時17分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

菰田正也

有明広域行政事務組合議会署名議員

浜崎英利

有明広域行政事務組合議会署名議員

濱崎久

以下余白